

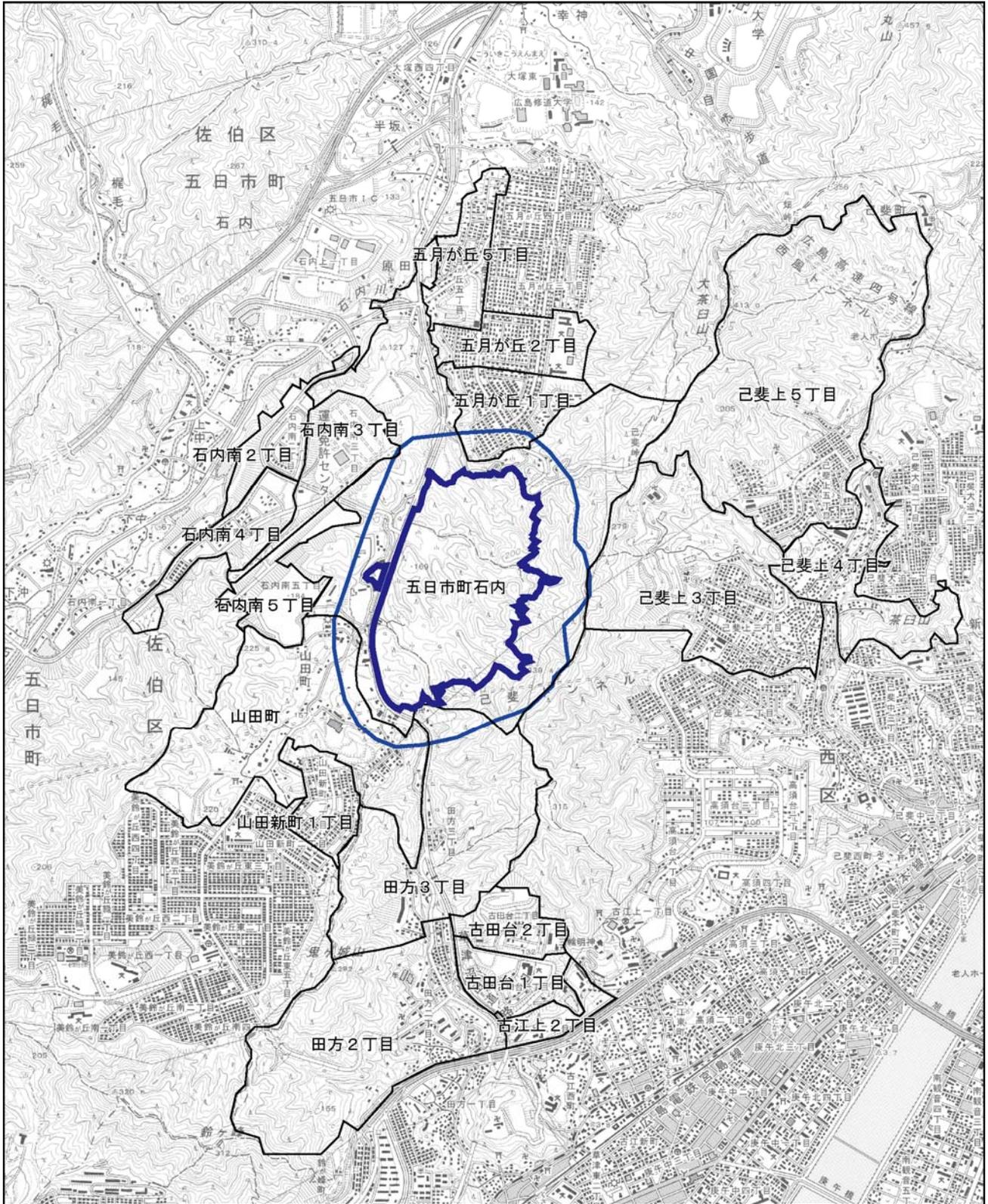
石内東地区開発事業に係る環境影響を受ける範囲と
認められる地域の選定書

平成 21 年 1 月

対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域

「広島市環境影響評価条例」（平成 11 年 6 月）に定められる環境影響を受ける範囲と認められる地域は、「技術指針」（平成 11 年 6 月公示）に基づき、対象事業の実施を予定している地域および既に入手している情報によって 1 以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。本事業の実施による、環境影響ごとの影響範囲を以下に示す。

環境要素	環境要素を受ける範囲と認められる地域
大気質	<p>【建設機械の稼働】 建設機械の稼働は、計画地内にとどまることから大気汚染物質および粉じん等の拡散状況を考慮して、事業計画地敷地境界から 200m の範囲とした。 (図 1 参照)</p> <p>【施設関連車両の走行】 施設関連車両は、主に事業計画地に接する広島湯来線、原田・五日市線等を利用すると考えられる。そこで、影響範囲は事業計画地～施設関連車両が利用すると考えられる道路の交差点までの範囲とし、影響範囲の幅は道路中心より 150m とした。 (図 2 参照)</p>
騒音・振動	<p>【建設機械の稼働】 大気質と同様の範囲とした。</p> <p>【施設関連車両の走行】 大気質と同様の範囲とした。</p>
水の濁り	事業計画地に近接している石内川のうち、調整池放流部から半坂川の合流部（大師橋付近）までの範囲とした。
地下水・湧水	事業計画地敷地境界から 200m の範囲とした。
地形・地質	事業計画地内とした。
動物・植物・生態系	特に動物については、移動性を考慮し、事業計画地敷地境界から 200m の範囲とした。
景観・人と自然とのふれあい活動の場	景観および人と自然とのふれあい活動の場の影響範囲は計画地を眺望できる範囲とし、事業計画地敷地境界より 500m の範囲を基本とした。また、計画地東側においては己斐峠と近接しているため己斐峠以东においては計画を眺望することができないと考えられる。このことより事業計画地東側においては己斐峠までを影響範囲とした。 (図 3 参照)



凡 例

- 事業計画地
- 建設機械の稼動（大気質・騒音・振動）、
地下水・湧水、動物・植物・生態系
- 町・丁・字界

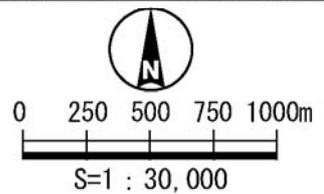
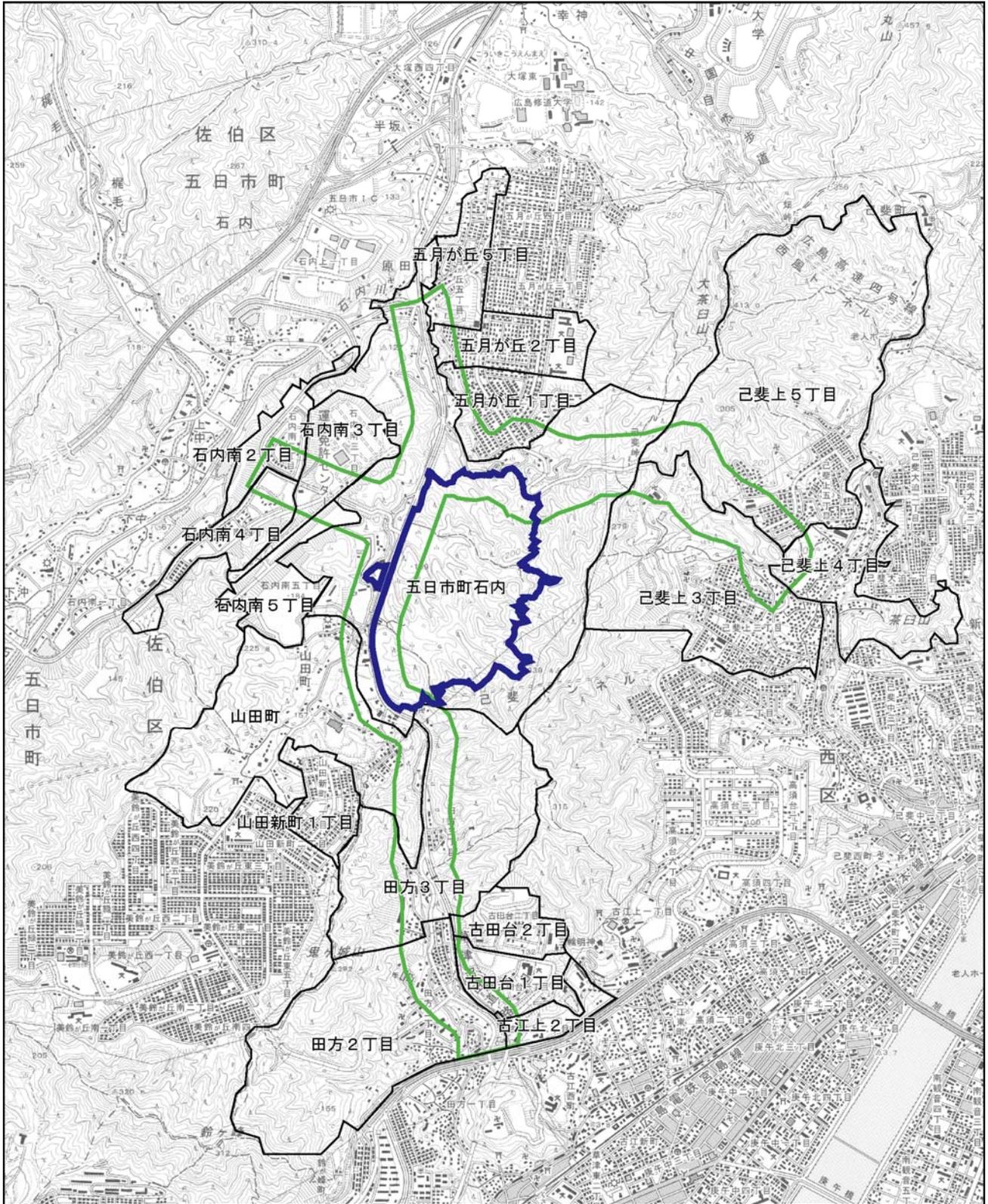


図1 建設機械の稼動
地下水・湧水、動植物



凡 例

- 事業計画地
- ▭ 関連車両の走行 (大気質・騒音・振動)
- 町・丁・字界

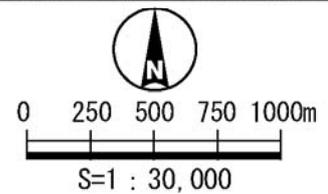
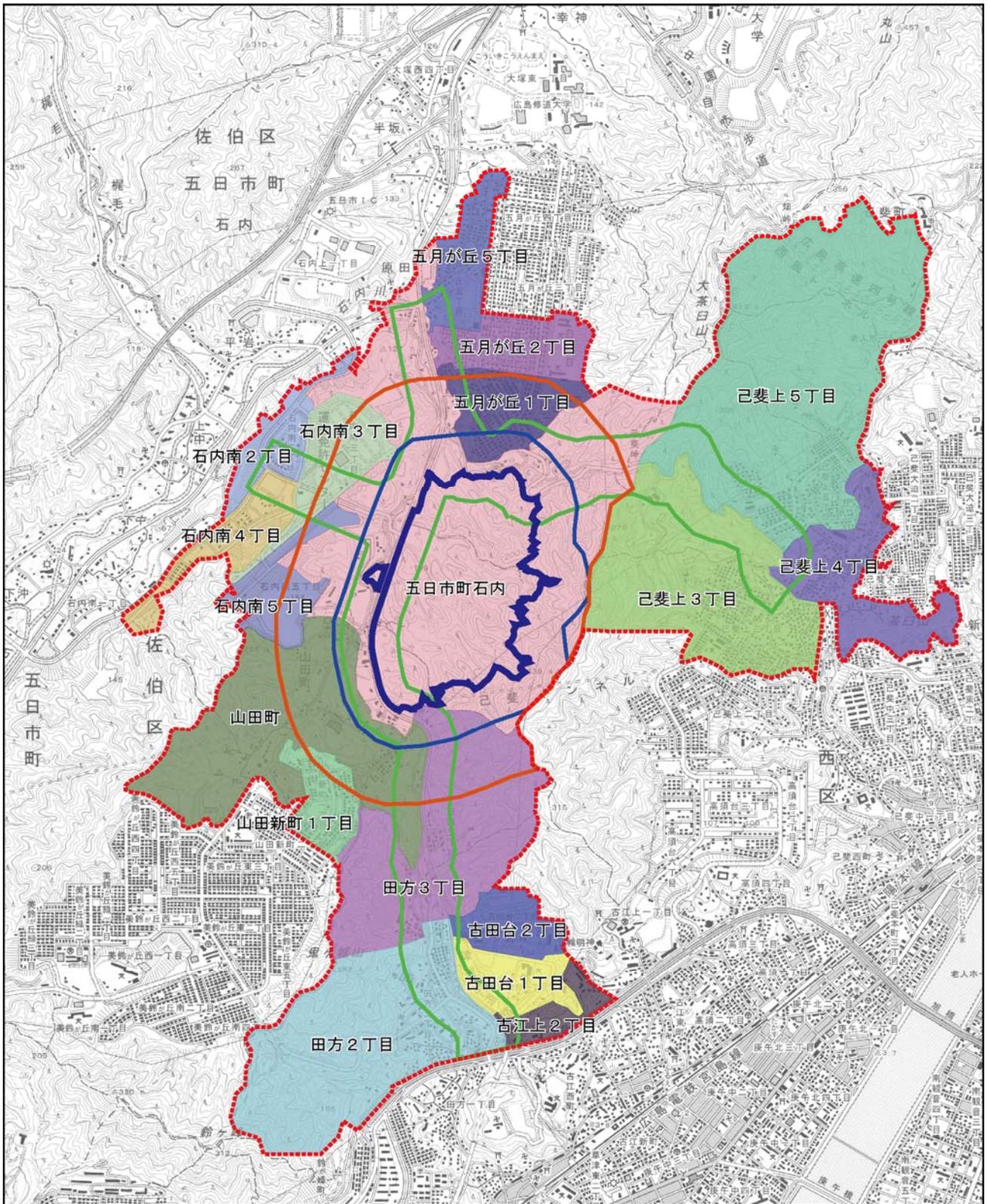


図2 関連車両の走行
(大気質・騒音・振動)

本事業の環境要素を受ける範囲と認められる地域の町丁名等を示す。

区名	町名	字、丁
佐伯区	五日市町	大字石内のうち、以下に示す地域の全域もしくは一部 青原, 柿ノ木燈, 高知神, 小深川, 越燈山, 砂糖造, 笹ヶ原, 平旗, 船山, 細小屋, 赤土, 赤馬牛, 石休, 梶田, 京良木, 越燈, 境神, 砂糖造, 実谷, 鷹ノ巣, 鳥越, 中ヶ迫, 入道原, 登尾, 原田郷, 櫛ヶ燈, 平旗, 割田
	石内南	2丁目～5丁目
	五月が丘	1、2、5丁目
西区	山田町	全域
	山田新町	1丁目
	田方	2丁目、3丁目
	古田台	1丁目、2丁目
	古江上	2丁目
	己斐上	3丁目～5丁目



凡 例

- 事業計画地
- ⋯ 環境影響を受ける範囲
- ▭ 建設機械の稼動（大気質・騒音・振動）、地下水・湧水、動物・植物・生態系
- ▭ 関連車両の走行（大気質・騒音・振動）
- ▭ 景観・人と自然のふれあい活動の場

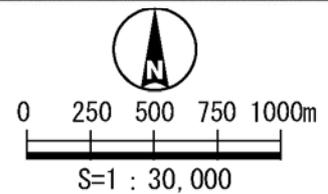


図4 環境影響を受ける地域